

滝野小ふれあいPTA規約

1 名称及び事務所

本会は、印西市立滝野小学校保護者と教職員の会（滝野小ふれあいPTA）と称し、事務所を千葉県印西市滝野5-1に置く。

2 目的

本会は、保護者と教職員が協力して、学校・家庭・地域における児童の幸せと、すこやかな成長を図るとともに、会員相互の理解を深め合うことを目的とする。

3 方針

本会は、教育を本旨とする自主独立した民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 学校と協調し、信頼の関係を保ち、互いに尊重する。
- (2) 児童の教育ならびに福祉の増進のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (3) 営利的、政治的、宗教的なことに関与しない。
- (4) 学校の人事や管理に干渉しない。

4 活動

本会は、前項の目的を達成するために、次の活動をする。

- (1) 家庭と学校が密接に連絡をとって、教育の向上を図るために協力する。
- (2) 児童をとりまく環境をよりよくする。
- (3) 公費による教育予算の充実に努める。
- (4) その他、本会の目的に必要な活動をする。

5 会員

本会の会員は、本校に在籍する全児童の保護者及び教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。また、本会の会員は、会費を納めるものとする。

6 役員及び会計監査

本会に、次の役員及び会計監査を置く。ただし、役員及び会計監査は兼任しない。

- ・会長1名(保護者) ・副会長2～3名(保護者1～2名 教職員1名)
- ・書記2～3名(保護者) ・会計2～3名(保護者) ・会計監査2名(保護者)

7 役員及び会計監査の任務

- (1) 会長は本会を代表し、必要に応じて各会議を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときは、その任務を代行する。
- (3) 書記・会計は本会の業務を処理する。また、広報活動を兼ねる。
- (4) 会計監査は本会の経理を監査し、結果を総会において報告する。

8 役員・委員及び会計監査の選出

- (1) 役員は立候補または会員の推薦により各学年から1名以上選出し、互選により会長・副会長・書記・会計を決める。ただし、役員への立候補が同学年で重複した場合はその限りではなく、同学年から選出しても良い。学校からの役員は、学校で決める。役員は総会で承認を受ける。
- (2) 全学年の各学級より学級委員1名、校外指導委員1名、2～6学年の各学級よりエコ・ベルマーク委員1名を選出する。
- (3) 会計監査は総会において選出する。
- (4) 役員・委員及び会計監査の選出に関する業務は、役員委員選考委員会が行う。役員委員選考委員会については、細則に明記する。

9 役員及び会計監査・委員の任期

役員及び会計監査・委員の任期は1年とし、引継ぎが終わるまでは職務にあたる。ただし、再任を妨げない。

10 組織

本会は目的を達成するための中心的な活動の場として、学級保護者と担任で学級会を構成する。また、目的を遂行するために次の会、委員会を置く。

・総会、運営委員会、役員会、学級委員会、校外指導委員会、エコ・ベルマーク委員会

(1) 総会

総会は全会員で構成する本会の最高機関であり、毎年1回会長が招集する。

総会は会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を認める。

総会の議事は出席者の過半数で決定する。ただし、賛否同数の場合は議長の裁定による。

総会では次の事項の審議、決定を行う。

- ・前年度の活動、決算報告審議・承認
- ・新役員の承認
- ・新年度の活動計画、予算の審議・決定
- ・その他規約の改正等の重要事項

総会で会計監査の選出及び承認を行う。

臨時総会の開催は3分の1以上の会員の要求、または運営委員会における決定により、会長が招集する。

(2) 学級委員会

学級委員会は各学級1名の学級委員で構成し、学年・学級間の情報交換及び連絡・調整にあたる。

委員長・副委員長各1名を互選し、正副委員長は運営委員会に出席する。正副委員長は運営委員会に出席する。

(3) 校外指導委員会

校外指導委員会は各学級1名の校外指導委員で構成し、児童が安全に生活できる環境作りと、学校・地域との連携を図る。

委員長・副委員長各1名を互選し、正副委員長は運営委員会に出席する。

(4) エコ・ベルマーク委員会

エコ・ベルマーク委員会は2～6年各学級1名のエコ・ベルマーク委員で構成し、児童を取り巻くよりよい環境作りと、学校・地域との連携を図る。

委員長・副委員長各1名を互選し、正副委員長は運営委員会に出席する。

(5) 運営委員会

運営委員会は役員(7～10名)・学級委員会の正副委員長(2名)・校外指導委員会の正副委員長(2名)・エコ・ベルマーク委員会の正副委員長(2名)計13～16名の運営委員をもって構成する総会につぐ議決機関であり、各委員会の連絡・調整にあたる。

運営委員会は、会長が招集する。ただし、3分の2以上の運営委員が要求した場合は臨時に開かなければならない。

運営委員会は運営委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

(6) 役員会

役員会は役員で構成し、運営委員会にはかる事項等を検討する。

役員会は会長が招集する。

11 会計

本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。会費は1世帯あたり年額3000円とする。

(1) 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

(2) 本会の経理は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

(3) 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

12 会議の傍聴

会員は、すべての会議を傍聴することができる。ただし、事前に会長・各委員長へ連絡する。

13 改正

- (1) 本会の規約は総会の議決により改正することができる。ただし、改正案は総会開催の1週間前までに全会員に知らせる。
- (2) 細則は運営委員会の出席者の過半数の議決により改正することができる。ただし、改正案は運営委員会開催日の1週間前までに運営委員に知らせる。制定または改廃した細則は、次期総会で報告しなければならない。

14 付則

- (1) この規約の他に、細則を定める。
- (2) この規約は、必要時見直すこととする。
- (3) この規約は、令和4年3月15日より実施する。

平成13年3月3日 規約一部改正
平成14年5月1日 規約一部改正
平成16年3月4日 規約一部改正
平成21年4月27日 規約一部改正
平成22年11月6日 規約一部改正
平成23年4月25日 規約一部改正
平成25年4月30日 規約一部改正
平成27年4月28日 規約一部改正
平成29年4月26日 規約一部改正
令和4年3月15日 規約一部改正

細則

1 会費

(1)会費は、年1回、5月に現金で納金する。但し、事情により、会費を免除することができる。

(2)中途入退会員に関しては、月250円で納金及び返金する。

2 慶弔規定

(1)学校職員の結婚に対しては5000円、出産に対しては3000円の祝い金とする。

(2)児童が怪我や病気のため、1ヶ月以上入院した場合の見舞金を3000円とする。

(3)会員、児童、学校職員の死亡に対し5000円、学校職員の配偶者、子どもの死亡に対し3000円の弔慰金とする。

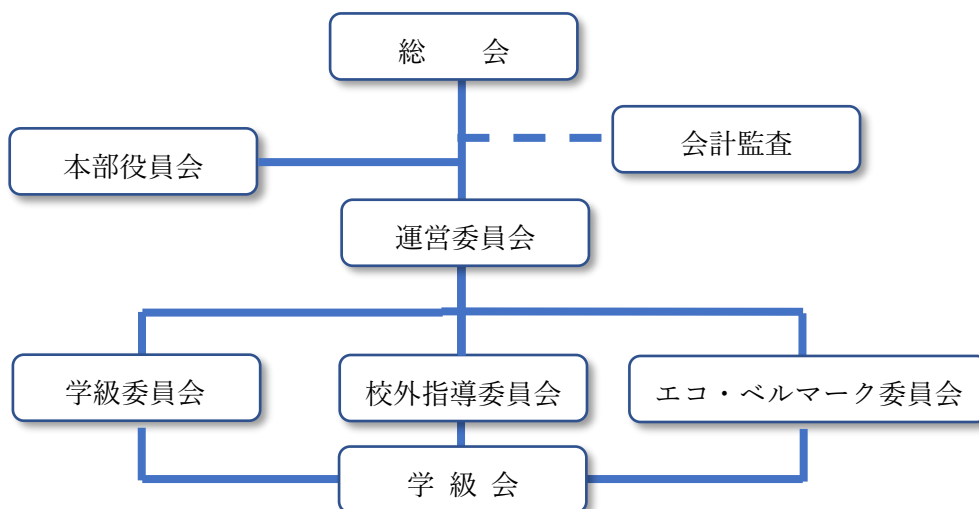
3 校長は、すべての会に出席し、意見を述べる事ができる。

4 役員・委員の欠員補充

役員・委員に欠員が生じた時は、必要に応じてそれぞれの所属内において決定する。

この場合の任期は前任者の残留期間とする。

5 組織図



6 役員委員選考委員会

(1)運営委員会にて役員委員選考委員会を組織する。

(2)委員の互選により正副委員長をおく。

(3)委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(4)役員委員選考委員会は、役員・委員及び会計監査の選出に関する業務を行う。

(5)役員委員選考委員は、総会をもって任免となる。

7 顧問

(1)本会は、必要に応じて会長の委嘱により顧問を置くことができる。顧問は、本会の諮問に応じる。

(2)顧問は次の者とする。会長が委嘱した役員経験者

(3)顧問の任期は、1年とし、ただし、再任を妨げない。

平成12年3月13日 細則1(1)一部改正

平成13年3月9日 細則5 一部改正

平成14年3月13日 細則1(1)一部改正

平成16年2月9日 細則一部改正

平成21年4月27日 細則一部改正

平成22年11月6日 細則5 一部改正

平成23年4月25日 細則1(2)一部改正

平成25年4月30日 細則一部改正

平成29年4月26日 細則5 一部改正